

平成30年度

事業計画書
収支予算書

社会福祉法人北九州市八幡西区社会福祉協議会

目 次

平成30年度事業計画

事業方針	1
事業計画	3
基本目標Ⅰ みんなで福祉の風土を広げよう	4
基本目標Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで身近な福祉活動を進めよう	8
基本目標Ⅲ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう	12
推進基盤の強化	15

平成30年度収支予算

収支予算	
1 予算の概要	16
2 資金収支当初予算（法人全体）	17
3 資金収支当初予算内訳書（事業、拠点別）	21

事業方針

近年、社会福祉を取り巻く状況は、超高齢・少子社会の進展、単身世帯の増加、経済情勢を起因とする生活困窮、社会的孤立といったさまざまな課題が顕在化しており、既存の社会保障や福祉政策のみによる対応では、なかなか解決に至らない新たな生活・福祉課題が現れてきています。

国においても、このような課題に対応していくために医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築を目指しているところです。本会としても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをしていくために地域住民の理解と協力のもと、生活支援の確保や介護予防の推進が求められています。

こうした情勢や動向を踏まえ、本会は、地域福祉推進の中核的な団体として、これからも区民の皆様に信頼され、その責務を果たすべく「北九州市地域福祉活動計画 第五次計画 住民のふくしの元気プラン2016～2020」に基づき、これまで培ってきた経験やノウハウを活かし、基本理念である「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の実現に向け、効果的な事業展開を図ります。

また、事業活動の実施にあたっては、校(地)区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会をはじめとする様々な関係団体や行政機関等との更なる連携強化と協働のもと、一人一人の住民に寄り添える住民主体の地域福祉の推進に積極的に取り組みます。

基本理念

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」

基本目標Ⅰ みんなで福祉の風土を広げよう

＜目標達成のための基本項目＞

- 1 広報・啓発の強化
- 2 福祉教育の推進
- 3 地域福祉人材の育成

基本目標Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで

身近な福祉活動を進めよう

＜目標達成のための基本項目＞

- 1 小地域福祉活動の活性化
- 2 ボランティア・市民活動の支援
- 3 災害時の福祉救援体制づくり
- 4 社会福祉関係機関・団体と連携した地域づくり
- 5 小地域福祉活動計画の推進

基本目標Ⅲ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

＜目標達成のための基本項目＞

- 1 権利の擁護と相談体制の充実
- 2 社会参加・自立の支援
- 3 調査・研究、提言

平成30年度

事業計画書

平成30年度 事業計画

～みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり～

基本目標 I みんなで福祉の風土を広げよう

住民一人ひとりが、同じ地域に暮らす人たちが持つ多様な生活・福祉課題を地域の課題として共感し、地域には色んな人がいてあたりまえという風景にしていくことで、お互いを思いやり、支えあう活動が自然と広がっていくことが望まれます。

そのため、私たちのまちに福祉の風土を広げ、福祉を身近なこととして感じてもらうための福祉教育の推進により、地域福祉への関心を高めていきます。

目標達成のための取り組み

1 広報・啓発の強化

住民が新たな生活・福祉課題に関心を持ち、地域福祉活動への参加につながるため、住民を対象とした出前講演活動の実施やホームページ・広報紙等を活用した福祉情報の提供、社協活動の紹介を実施します。

また、関連イベントを開催し、広く住民の参加を促していくことで、福祉問題を身近に感じてもらう機会をつくります。

(1) 地域福祉推進のための広報・啓発物の作成・活用

- ・テレビや新聞等のマスメディアの積極的な活用
- ・広報紙「八幡西区社協だより」の発行（約90,000部×年4回）
ボランティア・市民活動センター情報「みんなの情報ひろば」を掲載
- ・市・区社協事業紹介リーフレットの活用
- ・啓発物品（オリジナルグッズ）の販売促進
- ・市社協だより、市政だより等の活用

(2) インターネットを活用した地域福祉関連情報の収集・発信

- ・校(地)区社協ホームページの充実
- ・区社協・ボランティア・市民活動センターホームページの充実

(3) 啓発イベント等の実施

- ・社会福祉大会・市民ふれあいフェスティバルの共催
- ・八幡西区年長者作品展の開催（9月18日～22日）

- ・「ボランティアフェスタ in 八幡西」の開催（2月予定）
- ・ボランティア週間の実施協力
- ・収益事業を通じた広報・啓発事業の取り組み
- ・新入学児童へのランドセルカバー贈呈事業の実施

（４）出前講演活動の実施

- ・多様な生活・福祉課題に対応した出前講演の実施
- ・校(地)区社協主催の住民福祉講演会の開催支援

（５）共同募金運動への協力

- ・市民への共同募金運動の理解促進と募金への協力促進
- ・福岡県共同募金会八幡西区支会への参画
- ・社協の主催事業及び広報紙等を活用した広報啓発
- ・校(地)区社協による中口募金活動の協力をはじめ、学校や企業、民児協等と連携した募金運動への協力
- ・新入学児童へのランドセルカバー贈呈事業の実施【再掲】
- ・小地域福祉活動財源の確保のための共同募金運動の啓発促進

新

（６）北九州市制55周年記念事業への協力

- ・協賛事業の実施

2 福祉教育の推進

校(地)区社協の働きかけにより、学校や社会福祉施設と連携し、福祉活動やボランティア活動を体験する機会をつくることで、地域を基盤とした福祉協力に取り組めます。

また、福祉の風土を広げ地域福祉を推進するため、次世代地域福祉活動者等の育成に努めます。

（１）住民啓発講座等による福祉教育

- ・校(地)区社協主催の住民福祉講演会の開催支援【再掲】
- ・認知症の啓発と認知症サポーター養成講座の実施・活用

（２）社会福祉施設と連携した福祉教育

- ・夏ボランティア体験学習の実施協力
- ・校(地)区社協及び福祉施設等での交流・活動体験による社会参加促進の支援

(3) 次世代地域福祉活動者の育成（ウェルクラブ活動）

- ・新規取り組み校(地)区社協の拡大に向けた環境づくり
 - 推進グッズの作成・配布
- ・活動を通じた子ども・校(地)区社協・小学校・社会福祉施設との連携強化
- ・世代間交流による福祉教育の実施協力
- ・小中学校の児童、生徒を対象とした認知症サポーター養成講座の実施・活用

(4) 学校等教育機関と連携した福祉教育

- ・小地域を基盤とした福祉体験・ボランティア学習への支援及び福祉教育の推進
- ・新入学児童へのランドセルカバー贈呈事業の実施【再掲】
- ・小中学校の児童、生徒を対象とした認知症サポーター養成講座の実施・活用【再掲】

3 地域福祉人材の育成

多くの人々に福祉について考え学んでもらう機会を作るだけでなく、新たなボランティア・市民活動の担い手の養成等に取り組むことにより、地域福祉活動に必要な人材の育成に努めます。

また、企業等の社会貢献活動の取り組みを支援し、地域の実践につながる新たな地域福祉活動者の人材確保に努めます。

(1) 新たなボランティア・市民活動の担い手の養成

- ・新たなボランティア・市民活動の担い手の養成のための講座の開催
 - ボランティア養成講座の実施
 - ふくしのまちづくり講座の実施協力
- ・校(地)区社協を中心とした地域福祉活動等への参加促進

(2) 小地域福祉活動者（地縁型ボランティア）の育成

- ・校(地)区社協及び地区民児協と連携した研修事業の実施
- ・新任者の育成
 - 新任福祉協力員等研修
- ・現任者の育成
 - 現任福祉協力員研修
 - 地域福祉活動専門研修
- ・役員の育成
 - 地域福祉活動指導者研修「トップセミナー」
 - 校(地)区社会福祉協議会 新任役員研修
 - まちづくりゼミナール
- ・県社協主催研修等を活用した校(地)区社協活動者研修の実施

(3) テーマ型ボランティア・市民活動者の育成

- ・シルバーひまわりサービスボランティアの養成と活動支援
- ・福祉有償運送運転協力者研修への参加促進
- ・「ボランティアフェスタ in 八幡西」の開催（2月予定）【再掲】

(4) 企業におけるボランティア・市民活動者の育成

- ・賛助会員企業への社協活動の周知
- ・ボランティア紹介・登録、調整など実際の活動への支援の強化
- ・シルバーひまわりサービスを通じた活動への参加促進
- ・校(地)区社協を中心とした地域福祉活動等への参加促進【再掲】

(5) ボランティア・市民活動支援者の育成

- ・ボランティアコーディネート研修等への参加促進
- ・研修・講座等の企画・実施

基本目標 Ⅱ 住民、関係機関・団体のネットワークで身近な福祉活動を進めよう

地域社会の福祉課題の解決のためには、それぞれの地域において住民と関係機関・団体とのネットワークの充実に努め、一人でも多くの住民が、自分たちの住むまちの地域づくりに参加することが必要です。

そのため、小地域福祉活動の推進やボランティア・市民活動の振興に努め、誰もが参加しやすい環境づくりを図るとともに、連携や協働を通じて支援を必要としている人の課題を解決していけるように、住民主体の福祉活動を進めます。

目標達成のための取り組み

1 小地域福祉活動の活性化

住民主体の福祉活動である「ふれあいネットワーク活動」の仕組みを活かして、支援の必要な人を支えるとともに、サロンやウェルクラブ活動、小地域福祉活動計画づくりに重点的に取り組み、ボランティア等との協働を通じて地域課題の解決に取り組みます。

また、地域包括ケアシステムの構築にむけて地域支援機能を拡充し、校(地)区社協への支援体制の強化を図ります。

(1) 「ふれあいネットワーク活動」の充実・強化

- 地域の関係機関・団体との連携・協働による小地域福祉活動の充実・強化
 - ・新たな地域福祉課題に対応するふれあいネットワーク活動推進事業の検討
- 複雑・多様化するニーズに対応する地域生活支援活動の推進
 - ・各種別社会福祉施設協議会等と連携した地域における公益的取組の推進
 - ・ふれあいネットワーク活動推進事業「基本事業」の実施
 - 見守りのしくみ
 - 近隣圏域の設定および適切な福祉協力員の配置と人材確保
 - 助け合いのしくみ
 - ニーズ対応員(チーム)による対象世帯のニーズ把握と生活支援活動の促進
 - 話し合いのしくみ
 - 。校(地)区社協連絡調整会議の定例化及び活性化の支援
 - 校(地)区社協と福祉関係者やNPO・市民活動団体との連携強化・情報の共有
 - ・ふれあいネットワーク活動推進事業「メニュー事業」の実施
 - 重点実施事業であるメニュー事業Ⅰの実施(高齢者のサロン事業、次世代地域福祉活動者育成事業、校(地)区単位の小地域福祉活動計画づくり)
 - 地域課題に対応したメニュー事業Ⅱの実施

(2) 地域支援コーディネート機能の充実・強化

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域福祉活動者間の連携促進
- ・地域支援コーディネーターを配置して地域住民主体の互助活動を支援する生活支援体制整備事業の実施
- ・地域支援部門と相談支援部門の一体的な支援によるニーズ発見や相談・生活支援体の充実

(3) 校(地)区社会福祉協議会会長会議等の開催

- ・校(地)区社協会長連絡会の定期的な開催(年4回)

(4) テーマ型ボランティア・市民活動団体との協働

- ・中間支援組織連絡会合同研修会の実施協力
- ・市民ふれあいフェスティバルの参加促進【再掲】
- ・ボランティア週間の実施協力【再掲】

2 ボランティア・市民活動の支援

ボランティア・市民活動に関する相談や情報提供等のボランティア・市民活動センター機能の強化と、NPO等とのネットワークの充実を図り、より多くの市民にボランティア・市民活動への参加の機会を提供するとともに、センターを利用しやすい環境づくりを進めます。

(1) ボランティア・市民活動への支援

- ・コーディネーション、相談援助、情報提供機能の強化
- ・各種基金助成金等の情報提供、申請協力による活動支援
- ・各種研修会への参加促進
- ・ボランティア活動保険等への加入促進
- ・福祉体験教材の貸し出し、活用支援

(2) ボランティア・市民活動ネットワークの構築

- ・区域のボランティア・市民活動ネットワークとの連携促進
- ・ボランティア連絡協議会の運営協力
- ・中間支援組織連絡会合同研修会の実施協力【再掲】
- ・市民ふれあいフェスティバルの参加促進【再掲】
- ・ボランティア週間の実施協力【再掲】

3 災害時の福祉救援体制づくり

災害に強いまちづくりを進めるため、校(地)区社協の機能を活かし、「ふれあいネットワーク活動」における災害時の福祉救援体制づくりを進めます。

また、災害ボランティアセンターの設置に向けた行政・関係団体との調整をはじめ、大学と連携した被災者支援活動の推進に取り組み、災害復興に対応するための体制の充実に努めます。

(1) 災害時の福祉救援体制づくり

- ・校(地)区社協と民児協等関係団体との連携による災害時の福祉救援体制づくりの推進
- ・社会福祉施設等関係団体との協力体制の強化

(2) 災害復興に対応するための体制づくり

- ・行政等関係機関・団体との連携強化
- 新 ・市の防災訓練への参加・参画

4 社会福祉関係機関・団体と連携した地域づくり

地域づくりの協働の場としての連絡調整会議の充実・強化を図るため、民生委員・児童委員や専門職等の参画を促進します。また、関係機関・団体との連携による出前講演の実施など、それぞれの専門性を活かした小地域福祉活動の活性化に取り組みます。

(1) 民生委員・児童委員との連携

- ・八幡西区民生委員児童委員協議会事務局の運営
- ・北九州市民生委員児童委員協議会事務局との連携
- ・民生委員・児童委員と福祉協力員の連携強化によるふれあいネットワーク活動の充実
- ・民生委員互助共励事業の実施による民生委員・児童委員活動の支援

(2) 専門職の参加による連絡調整会議の充実・強化

- ・社会福祉施設や行政、企業、NPO等多様な機関の参加により地域の課題解決を目指した連絡調整会議の開催
- ・地域包括(統括)支援センター職員等の連絡調整会議、地区民児協会議への参加促進

(3) 社会福祉施設等の地域活動への参画とその専門性を活かした地域の課題解決

- ・社会福祉施設協議会等と連携した地域における公益的取り組みの推進【再掲】
- ・区社協役員選出機関・団体との連携強化
- ・連絡調整会議や小地域福祉活動計画策定委員会等への社会福祉施設の参画促進

(4) 福祉の職場の人材確保

- ・福祉人材バンクとの連携、情報発信
- ・福祉の仕事への理解促進

(5) 社会福祉施設・団体への支援

- ・八幡西区年長者作品展の開催（9月18日～22日） 【再掲】
- ・包括ケア会議への参画
- ・各種団体等への事業助成及び共催事業の実施

5 小地域福祉活動計画の推進

住民が主体的、継続的に地域の生活・福祉課題を関係機関・団体と連携して解決する取り組みを推進できるよう、地域支援のコーディネート機能を活用し、校(地)区単位の小地域福祉活動計画づくりを進めます。

(1) 校(地)区単位の小地域福祉活動計画づくりの推進支援

- ・校(地)区単位の小地域福祉活動計画の策定及び推進【再掲】
- ・小地域福祉活動計画策定研修（ふくしプランニング工房）への参加促進
- ・連絡調整会議や小地域福祉活動計画策定委員会等への社会福祉施設の参画促進

【再掲】

基本目標 Ⅲ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

誰もが地域とのつながりを持ち続け、いつまでも安心して健やかに暮らすことができるよう、高齢者、障害者、子どもたちが居場所や役割を認識でき、地域の一員として社会参加ができる環境づくりが重要です。

そのため、住民の日常生活上のさまざまなニーズを早期に把握するための相談支援体制の充実を図り、支援を必要とする人に応じたサービス情報の提供、社会参加、自立支援につながる福祉活動を展開していきます。

目標達成のための取り組み

1 権利の擁護と相談体制の充実

誰もが地域の中で安全で安心した生活が送れるよう、高齢者や障害者がある人らしく社会参加できる地域づくりに取り組み、支援を必要とする人に情報が届くよう、校(地)区社協機能を活かした周知・利用促進を進めます。

また、民生委員・児童委員との連携や小地域福祉活動での見守り対象者への情報提供等を通じてきめ細かい見守り・相談支援を行い、地域における生活・福祉課題の解決に向けた相談体制の強化を図ります。

(1) 地域福祉権利擁護・法人後見事業の充実

- ・ 広報紙やホームページ等を活用した広報
- ・ 出前講演等による事業の周知、利用促進
- ・ 連絡調整会議等の活用による事業周知

(2) 成年後見制度の担い手の育成とその活用の検討・実施

- ・ 広報紙やホームページ等を活用した広報【再掲】
- ・ 出前講演等による事業の周知、利用促進【再掲】
- ・ 連絡調整会議等の活用による事業周知【再掲】

(3) 要支援者への情報提供や相談機関等の紹介

- ・ 見守り活動による支援が必要な人への情報提供
- ・ いのちをつなぐネットワークコーナーとの連携強化
- ・ 民生委員・児童委員と連携した相談支援機能の充実

(4) 社会福祉施設等と連携したサービスの質の向上のための相談体制の充実

- ・ 広報紙やホームページ等を活用した広報【再掲】
- ・ 出前講演等による事業の周知、利用促進【再掲】
- ・ 連絡調整会議等の活用による事業周知【再掲】

2 社会参加・自立の支援

校(地)区社協のサロン活動を通じた居場所づくりや健康づくりの取り組み、高齢者や障害者等が健康で生き生きと社会参加できる地域づくりを進めます。

年長者研修大学校の人材育成機能やボランティアの参画による、手助けを必要とする人への支援を実施します。

また、生活困窮者自立支援制度等の行政施策と連携した社協の地域支援コーディネート機能の強化により、従来の制度・枠組みにとらわれない柔軟な相談支援体制の整備に取り組みます。

(1) 相談窓口や福祉サービスの利用支援

- ・相談・生活支援機能の充実のための地域との連携体制づくり
- ・いのちをつなぐネットワークコーナーとの連携強化【再掲】
- ・民生委員・児童委員と連携した高齢者・障害者・ひとり親家庭への支援

(2) 生活困窮者の相談支援

- ・生活困窮者自立支援制度における自立支援相談事業の実施
- ・生活困窮者支援に関する住民理解の促進
- ・地域支援部門と相談支援部門の一体的な支援によるニーズ発見や相談・生活支援体制の充実【再掲】
- ・生活福祉資金貸付事業の実施
- ・いのちをつなぐネットワークコーナーとの連携強化【再掲】

(3) サロン事業の推進

- ・サロン事業の実態分析の結果をふまえたサロン活動の推進支援
- ・校(地)区社協と地域団体や社会福祉施設等が連携した地域の通いの場づくりの促進

(4) 高齢者、障害のある人、ひとり親家庭等への支援

- ・八幡西区年長者作品展の開催(9月18日～22日)【再掲】
- ・障害者(児)交流事業(バスハイク)の実施(ひとり親家庭交流事業と隔年実施)
- ・高齢者地域交流支援通所事業の利用促進
- ・健康マイレージ事業の推進
- ・介護支援ボランティア事業への協力【再掲】
- ・地域共生社会の実現を目指した啓発講座の実施

(5) 障害のある人の社会参加・自立の支援

- ・広報紙やホームページ等を活用した広報【再掲】
- ・出前講演等による事業の周知、利用促進【再掲】
- ・連絡調整会議等の活用による事業周知【再掲】
- ・地域共生社会の実現を目指した啓発講座の実施【再掲】

- ・「ボランティアフェスタ in 八幡西」や福祉バザーの開催における障害者自立支援施設製品の販売協力

(6) 地域住民、ボランティアによる生活支援

- ・シルバーひまわりサービスの実施、ボランティアの養成
- ・介護支援ボランティア事業への協力【再掲】
- ・地域の生活支援力の向上のためのボランティアの養成・支援（ふくしのまちづくり講座の開催協力）
- ・市民センターにおけるボランティアコーディネーションの支援【再掲】
- ・ニーズ対応員(チーム)による対象世帯のニーズ把握と生活支援活動の促進【再掲】
- ・行政との連携による生活支援体制の強化【再掲】
- ・複雑・多様化するニーズに対応する地域生活支援活動の推進【再掲】

3 調査・研究、提言

常設の各種委員会等を通じ、地域福祉活動やボランティア活動等の今後の方向性について協議を進めます。

また、小地域福祉活動の実態把握やボランティア・市民活動の実態調査等を通じて、地域の生活・福祉課題の福祉ニーズの把握に努めます。

(1) 地域福祉活動のあり方に関する委員会の開催

- ・市社協総合企画委員会への参画
- ・地域福祉活動第五次計画の推進、点検・評価

(2) 小地域福祉活動の実態把握及び調査・研究、提言

- ・ふれあいネットワーク活動推進事業第三者評価委員会への参画
- 新 ・学識経験者の指導・助言による小地域福祉活動の効果的な推進
- ・ふれあいネットワーク活動推進事業中間報告、実績報告等を活用した校(地)区社協の活動状況の把握・分析による課題整理

(3) ボランティア・市民活動団体実態調査

- ・実態調査への協力

推進基盤の強化

社会福祉法は、地域福祉の推進役として社会福祉協議会を位置づけています。

校(地)区社会福祉協議会・区社会福祉協議会・市社会福祉協議会は、一体となって「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めていくために、「組織づくり」「活動拠点の確保」「活動点検」「役割分担」「財政基盤の強化」「人材育成」の視点を持って推進基盤の強化を行い、連携・協働しながら、地域福祉活動を計画的に進めます。

八幡西区社協は、校(地)区社協やボランティア・市民活動を育成・支援する中核組織としての機能を強化するため、関係機関・団体とのネットワークの推進、賛助会員の加入促進や収益事業を展開し、推進基盤の強化に取り組みます。

また、地域相談支援事業等を活用した地域支援コーディネート機能の強化を図り、小地域福祉活動を充実・強化します。

- ・地域福祉活動第五次計画に基づく活動の実践の支援【再掲】
- ・地域福祉活動第五次計画の推進、点検・評価【再掲】
- ・収益事業、賛助会員等の拡充
- ・地域支援部門と相談支援部門の一体的な支援によるニーズ発見や相談・生活支援体制の充実【再掲】

常設委員会・会議等の実施

事業を適正に遂行するため、常設委員会等にて協議を行います。

- ・ボランティア・市民活動センター運営委員会
- ・「ボランティアフェスタ in 八幡西」実行委員会
- ・校(地)区社協会長連絡会【再掲】

